

2 選挙の概要

平成23年4月10日に執行された今回の統一地方選挙は、昭和22年4月に第1回の選挙が行われてから17回目に当たり、本市においては、市議会議員選挙及び府議会議員選挙の2つの同時選挙となった。

今回の選挙は、選挙期日の1か月前に発生した東日本大震災の後間もないことから、選挙啓発事業が自粛されるなかで行われたが、新たな政治団体が多くの候補者を擁立し、全体の候補者数は前回（平成19年）より市議会議員選挙で13名増、府議会議員選挙で15名増となったこともあり、投票率の動向が注目される選挙となった。

以下は、この選挙の概要である。

1 選挙期日

これまでの統一地方選挙と同様に「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」（平成22年法律第68号。以下「臨時特例法」という。）及び「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令」（平成22年政令第238号。以下「臨時特例法施行令」という。）が、それぞれ平成22年12月8日に公布、施行され、これに基づき、平成23年4月10日の日曜日に市議会議員選挙及び府議会議員選挙の「2つの同時選挙」として行われた。

選挙期日の告示は、市議会議員及び府議会議員選挙とも4月1日（金）に行われた。

2 立候補予定者説明会

市議会議員選挙の立候補予定者説明会については、市内を北部と南部の2ブロックに分けて開催し、立候補届出関係の手續の説明のほか、選挙運動の概要について説明を行った。

立候補予定者説明会には、全体で158人の出席があったが、各会場での開催状況は、次のとおりであった。

開催日時	場所	出席人員	対象選挙区
2月24日（木） 午前10時から	市立中央区民 センター・ホール	86人	北区、都島区、福島区、此花区、中央区、港区、大正区、西淀川区、淀川区、東淀川区、旭区、城東区、鶴見区
2月25日（金） 午前10時から	阿倍野区役所 大会議室	72人	西区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区、西成区

なお、府議会議員選挙の立候補予定者説明会は、府選挙管理委員会において2月15日（火）に大阪府庁新別館南館8階大研修室で大阪市及び堺市内の選挙区から立候補を予定する者に対しては午前10時30分から、その他の選挙区から立候補を予定する者に対しては午後1時30分からそれぞれ開催された。府議会議員選挙の予定者として出席したのは、市内関係で82人であった。

3 選挙人名簿

今回の統一地方選挙における選挙人名簿の登録については、臨時特例法施行令の定めにより、市議会議員選挙及び府議会議員選挙に係る登録を行った。

被登録資格の決定の基準となる日 平成23年3月31日
(ただし、年齢は選挙の期日により算定する。)

登録を行う日 平成23年3月31日

縦覧に供する期間 平成23年4月1日

なお、選挙人名簿の登録の移替えについては、平成23年3月7日までに異動届のあった者について行うこととし、3月8日から4月10日の間停止した。

3月31日現在の大阪市における選挙人名簿登録者数は、男103万1,184人、女109万6,510人、総数212万7,694人であった。これを平成19年4月8日に行われた統一地方選挙（以下「前回統一地方選挙」という。）における登録者数と比較してみると、総数で3万855人増加している。

一方、大阪府全体の登録者数は711万4,211人で、前回統一地方選挙と比較して3万5,239人増加している。

4 候補者

(1) 市議会議員選挙

候補者の届出状況を見ると、今回の選挙から議員定数が3人減って86人になり、それに対し、145人の立候補の届出があった。

各選挙区における届出状況は次の表のとおりであるが、前回と比べて、立候補者は13人の大幅な増加となった。

候補者145人を党派別にみると大阪維新の会44人、次いで公明党19人で前回と比べて1人減、自由民主党23人で13人減、民主党24人で前回と同じ、日本共産党24人で1人減、みんなの党から1人が立候補した。なお、無所属は前回と比べて15人減の10人が立候補した。

また、年齢別で見ると、20歳代5人、30歳代35人、40歳代30人、50歳代31人、60歳代38人、70歳代以上6人となっており、最高が85歳、最低が25歳で平均すると51歳となっている。

各選挙区における届出状況

選挙区名	定数	候補者数	倍率	選挙区名	定数	候補者数	倍率
北区	3	7	2.3	東淀川区	6	9	1.5
都島区	3	6	2.0	東成区	3	6	2.0
福島区	2	5	2.5	生野区	5	6	1.2
此花区	2	4	2.0	旭区	3	7	2.3
中央区	2	7	3.5	城東区	5	7	1.4
西区	2	4	2.0	鶴見区	3	7	2.3
港区	3	4	1.3	阿倍野区	4	7	1.8
大正区	3	5	1.7	住之江区	4	6	1.5
天王寺区	2	3	1.5	住吉区	5	7	1.4
浪速区	2	4	2.0	東住吉区	5	6	1.2
西淀川区	3	5	1.7	平野区	6	9	1.5
淀川区	5	6	1.2	西成区	5	8	1.6
				大阪市計	86	145	1.7

(2) 府議会議員選挙（市内関係）

市内における候補者の届出状況は、今回の選挙から議員定数が1人減って33人になり、それに対し、78人の立候補の届出があった。

5 ポスター掲示場

市議会議員選挙及び府議会議員選挙についてポスター掲示場が設置された。

市議会議員選挙については「大阪市選挙ポスター掲示場条例」により、また、府議会議員選挙については「大阪府議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例」に基づいてそれぞれ設置された。

設置数は2つの選挙とも、平成22年12月2日の選挙人名簿定時登録日現在における、各投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び面積によって算定し、全市で2,808箇所（前回市議会議員一般選挙2,800箇所）であった。

市議会議員選挙において、投票区内への設置数と投票区数の関係を見ると、5箇所設置又は6箇所設置した投票区は0、7箇所設置した投票区が141、8箇所設置した投票区が204、9箇所設置した投票区が21投票区となっている。

なお、府議会議員選挙における設置数は市議会議員選挙と同数である。

ポスター掲示場の区画数は、市議会議員選挙については市選挙管理委員会で、府議会議員選挙については府選挙管理委員会で、それぞれ各選挙区において予想される候補者数に応じて決定され、すべての掲示場はそれぞれの選挙の告示日の前日までに設置を完了した。

市議会議員選挙においては2選挙区、府議会議員選挙においては8選挙区で、当初決定した区画数以上の立候補予定者が見込まれることとなったため、急遽2区画を追加する決定をした。

市議会議員選挙及び府議会議員選挙の各選挙区における区画数は次表のとおりである。

各選挙区における区画数

選挙区名	市会	府会	選挙区名	市会	府会
北区	10	6	東淀川区	12	6
都島区	8	6	東成区	8	6
福島区	8	6	生野区	10	6
此花区	8	6	旭区	10	8
中央区	10	6	城東区	10	6
西区	6	6	鶴見区	10	6
港区	8	4	阿倍野区	10	8
大正区	8	6	住之江区	8	6
天王寺区	6	4	住吉区	12	6
浪速区	6	6	東住吉区	10	8
西淀川区	8	6	平野区	12	8
淀川区	10	8	西成区	10	8

6 個人演説会

候補者が個人演説会場として使用できる公営施設の数、市全体で798箇所であった。

内訳は、学校が740箇所で93.8%を占め、ほかに、区役所附設会館等が47箇所、市選挙管理委員会の指定した施設2箇所である。

公営施設使用の個人演説会開催状況をみると、市内で延べ255回（市議会議員選挙140回、府議会議員選挙115回）開催されている。

公営施設の数及び使用状況

		総数	学校	公会堂 (区役所附設会館等)	その他
公営施設の数		789	740	47	2
使用状況 (延べ)	市会	140	121	19	0
	府会	115	102	13	0

7 選挙公報

選挙公報については、執行される2つの選挙のすべてについて発行された。

ポスター掲示場の場合と同様、市においては「大阪市選挙公報条例」により、また、府においては「大阪府議会議員選挙公報発行に関する条例」に基づき発行され、選挙期日の前日までに選挙人の属する各世帯に配布された。

8 投票

(1) 投票区の概況

今回統一地方選挙における投票区の総数は、前回と同数の366投票区であった。

投票区の状況を選挙人数の規模別にみると、選挙人数5,000人以上8,000人未満の投票区が158と全体の43.2%を占めて最も多く、これに3,000人以上5,000人未満の投票区が97（全体の26.5%）と次いでいる。以下、3,000人未満の投票区が46（同12.6%）、8,000人以上1万人未満の投票区が45（同12.3%）、1万人以上1万3,000人未満の投票区が17（同4.6%）、1万3,000人以上の投票区が3（同0.8%）となっている。

選挙人規模別投票区数

選挙人規模 (人)	～ 2,999	3,000 ～ 4,999	5,000 ～ 7,999	8,000 ～ 9,999	10,000 ～ 12,999	13,000 ～	総数
投票区数	46	97	158	45	17	3	366

投票所に使用した施設は、学校、幼稚園の施設に設けているものが327投票区と全体のほとんどを占め、残りの39投票区の投票所は、区役所、区役所附設会館、保育所等の施設に設けている。

(2) 投票の状況

投票は4月10日（日）午前7時から市議会議員選挙→府議会議員選挙の順序で開始された。

当日は、晴後一時薄曇の天候となった。

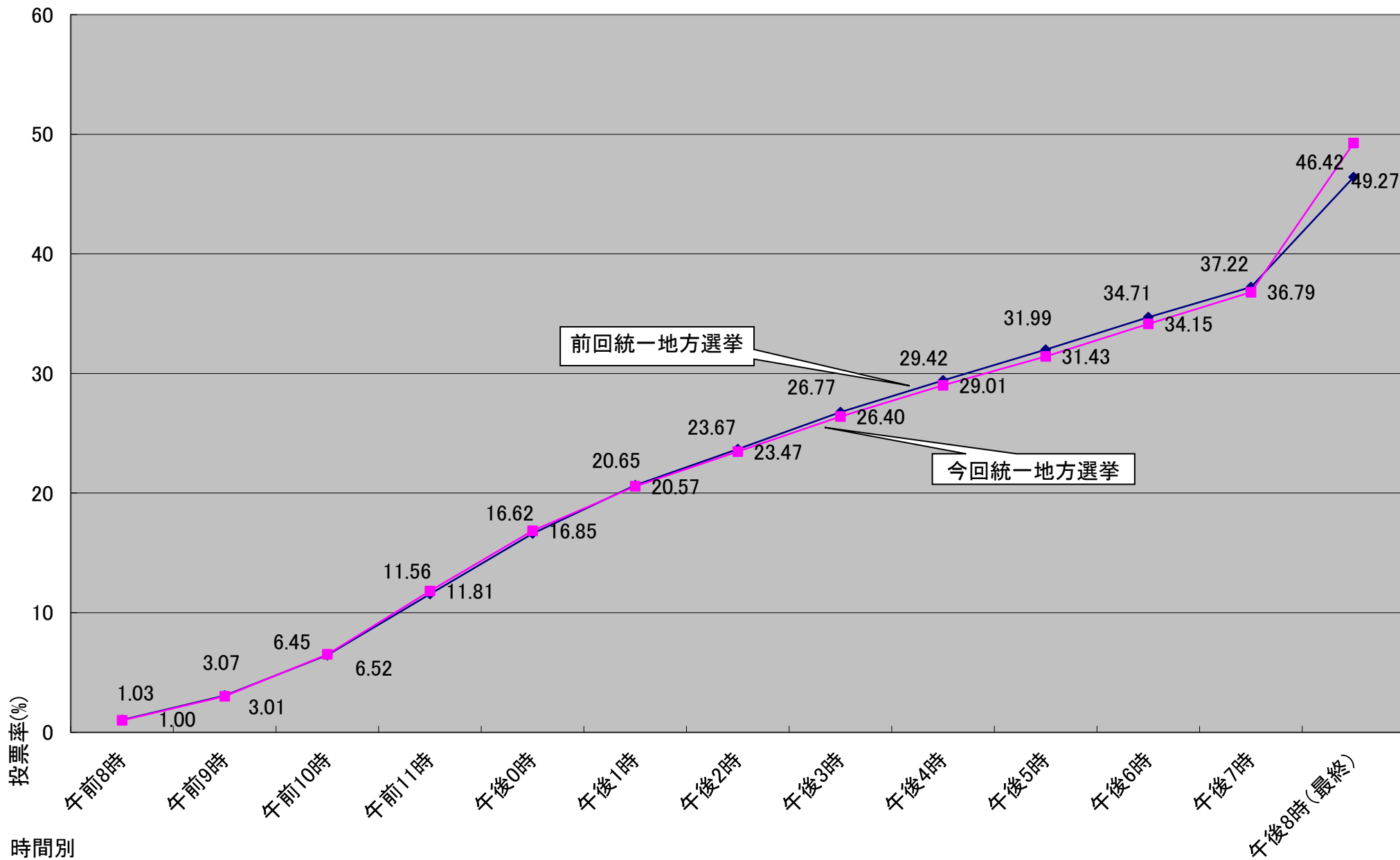
市議会議員選挙について、前回統一地方選挙と時間別の投票状況を比較してみると、午前10時から午後1時までの時間帯以外では前回は下回ったが、最終的には前回は2.85ポイント上回る49.27%となった。

投票の最終結果を市議会議員選挙についてみると、市全体で選挙当日有権者数は209万2,815人、投票者数103万1,155人であった。

区別投票率を市議会議員選挙についてみると、大正区の56.91%が最も高く、次いで阿倍野区54.25%、旭区53.38%、平野区52.82%の順で続いており、逆に最も低かった区は浪速区の35.63%で、次いで西区の36.37%、中央区の39.17%となっている。

指定都市の投票率を市議会議員選挙でみると、札幌市の58.32%をトップに浜松市55.30%、静岡市(市長選)52.58%、相模原市50.59%、堺市49.42%、大阪市49.27%、広島市49.04%、岡山市48.14%、横浜市46.73%、川崎市46.11%、新潟市45.71%、さいたま市43.60%、千葉市43.34%、福岡市42.96%、京都市42.90%、神戸市42.04%、北九州市(県議選)36.71%、名古屋市(県議選)32.71%の順となっている。

市議会議員選挙の時間別投票率(%)



(3) 期日前投票・不在者投票

市議会議員選挙についてみると、期日前投票者数は、19万349人（投票者数の18.46%）であった。この数に不在者投票者数9,848人を加えると20万197人（同19.41%）となり、前回統一地方選挙での期日前投票者及び不在者投票者数13万274人（同13.99%）と比べると6万9,923人増加し、投票者数に占める割合も5.42ポイント上回った。

区別の期日前投票者数の状況をみると、平野区が16,949人と最も多く、次いで住之江区の13,645人、東淀川区13,200人となっている。逆に最も少なかったのは、西区2,976人で、次いで浪速区の3,336人、福島区3,563人となっている。

期日前投票事由別では、職務又は業務等に従事中の者（法第48条の2第1項第1号該当者）が最も多く、101,488人と全体の53.31%を占め、次いで用務などのため投票区の区域外に旅行中等の者（同項第2号該当者）78,464人（全体の41.22%）、疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害などで歩行が困難な者等（同項第3号該当者）10,154人（同5.33%）、区の区域外へ転出している者（同項第5号該当者）243人（同0.13%）となっている。

区別の不在者投票者数の状況は、平野区が804人と最も多く、東淀川区が638人、住之江区が619人と続いている。逆に最も少なかったのは、福島区の137人で、次いで中央区166人、天王寺区218人となっている。

不在者投票事由別では、疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害などで歩行が困難な者等が最も多く、9,026人と全体の91.65%を占めている。次いで郵便等による不在者投票者が467人（同4.74%）、職務又は業務等に従事中の者286人（同2.9%）、用務などのため投票区の区域外に旅行中等の者61人（全体の0.62%）、区の区域外に転出している者8人（同0.08%）となっている。

不在者投票者数のうち、郵便等による不在者投票者数を除いた9,381人について、不在者投票管理者別にみると、指定病院、老人ホームの長等のもとで投票した者が最も多く、8,917人と95.05%を占め、滞在地等の選挙管理委員会の委員長のもとで投票した者が366人（同3.90%）、刑事施設の長又は警察留置場の管理者のもとで投票した者83人（同0.88%）、選挙人の属する区の選挙管理委員会の委員長のもとで投票した者11人（同0.12%）、少年院の長又は婦人補導院の長のもとで投票した者3人（同0.03%）となっている。

(4) 代理投票

代理投票をした者について、市議会議員選挙でみると、総数で3,241人であった。区別では西成区の478人が最も多く、次いで平野区341人、東淀川区229人と続いている。最も少なかった区は、西区の14人となっている。

(5) 点字投票

点字投票した者について、市議会議員選挙でみると、総数353人であり、区別では住吉区49人、東淀川区38人、平野区29人の順で多く、最も少なかった区は福島区の1人となっている。

9 選挙会（開票）

選挙会は、開票事務を選挙会事務に併せて、4月10日（日）午後9時から市内24選挙会場において、市議会議員選挙・府議会議員選挙を同時並行して一斉に開始された。

市・府議会議員選挙においては、それぞれ129人、83人の選挙立会人のもと総数3,442人の職員等が選挙会（開票）事務に従事した。

(1) 選挙会（開票）状況

市・府議会議員選挙の選挙会については、市内の各選挙会場において、開票事務の終了後、当選人を決定した。

選挙会は、市議会議員選挙、府議会議員選挙とも午後23時45分には、すべての区で終了した。

選挙会（開票）に要した時間は、開票開始後1時間30分以内に2つの選挙すべての開票を終了した区が2区、以下2時間以内（1時間30分を超え）が8区、2時間30分以内（2時間を超え）が9区、3時間以内（2時間30分を超え）が5区である。

市議選挙・府議選挙における選挙会（開票）進行状況（大阪市内）

時間別 (時分)	22:30	23:00	23:30	最終(23:45)
選挙会終了区 (累計)	2	8 (10)	9 (19)	5 (24)

開票の結果を、市議会議員選挙についてみると、本市計で有効投票数101万6,771票、無効投票数1万4,348票、持帰り票29票、不受理7票であった。

(2) 無効投票

無効投票は、市議会議員選挙で、本市計で1万4,348票（投票総数に占める無効投票数の割合（無効投票率）1.39%）、府議会議員選挙で3万6,223票（同3.51%）であった。

市議会議員選挙について、無効投票の内訳をみると、「白紙投票」が最も多く、8,223票と全体の57.31%を占め、次いで「単に雑事を記載したもの」2,823票（全体の19.68%）、「単に記号、符号を記載したもの」1,469票（同10.24%）、「候補者でない者又は候補者となることのできない者の氏名を記載したもの」1,196票（同8.34%）、「2人以上の候補者の氏名を記載したもの」252票（同1.76%）、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」224票（同1.56%）、「候補者の氏名のほか、他事を記載したもの」160票（同1.12%）、「候補者の氏名を自書しないもの」1票（同0.007%）となっている。

(3) 当選人

ア 市議会議員選挙

当選人 86 人を党派別にみると、大阪維新の会 33 人（うち女性 5 人）、公明党 19 人（同 2 人）、自由民主党 17 人（うち女性 3 人）、民主党 8 人（同 1 人）、日本共産党 8 人（同 2 人）、無所属 1 人であった。

経歴別内訳は、現職議員が 57 人（うち女性 10 人）、元議員が 1 人、新人 28 人（同 3 人）であった。

年齢別には、20 歳代 4 人、30 歳代 20 人、40 歳代 21 人、50 歳代 21 人、60 歳代 19 人、70 歳代 1 人で、最高 71 歳、最低 25 歳、当選人の平均年齢は 49 歳であった。

イ 府議会議員選挙

当選人 33 人を党派別にみると、大阪維新の会 20 人（うち女性 2 人）、公明党 6 人、自由民主党 5 人、民主党 2 人であった。

経歴別内訳は、現職議員が 18 人、新人 15 人（うち女性 2 人）であった。

年齢別には、20 歳代 2 人、30 歳代 7 人、40 歳代 9 人、50 歳代 9 人、60 歳代 6 人で、最高 69 歳、最低 29 歳、当選人の平均年齢は 48 歳であった。

(4) 党派別得票数

市議会議員選挙における候補者の得票総数 101 万 6,771 票の内訳を党派別にみると、大阪維新の会が 33 万 7,293 票と全体の 33.17%

を占めて最も多く、自由民主党が 17 万 8,237 票（同 17.53%）、公明党 21 万 5,925 票（同 21.24%）、民主党 12 万 4,301 票（同 12.23%）、日本共産党 13 万 2,030 票（同 12.99%）、みんなの党 1,875 票（同 0.18%）、無所属 2 万 7,110 票（同 2.67%）であった。

10 政治活動

今回の統一地方選挙で確認政治団体（確認団体）として市議会議員選挙、府議会議員選挙で各 5 団体の届出があった。それぞれの確認団体の政治活動に関する届出等の状況は、「11 確認政治団体の状況」に掲載のとおりである。

11 選挙啓発

統一地方選挙における啓発事業は、全国的に行われる選挙のため、国及び府の実施事業に留意しつつ、本市においては「きれいな選挙の推進」と「投票総参加の呼びかけ」を重点目標に啓発事業計画を立てていた。ところが 3 月 11 日に東日本大震災が発生したため、被災地の状況を勘案して、啓発イベント等の自粛を決定し、啓発看板にはお見舞い文の記載等を行った。

その他、啓発自動車等のアナウンスから音楽を流さないなどの対策を施しつつも、期日周知等の必要性を再確認し啓発事業を実施した。

(1) 2 月 16 日、市・区選挙管理委員会及び市・区明るい選挙推進協議会が「きれいな選挙」と「投票総参加」を強力に推進する旨の宣言を行った。

- (2) 看板等による啓発として、市役所庁舎前への大看板掲出をはじめ、区役所庁舎に立看板（福島区役所にあってはフィルムシート）を、市施設等に立掛看板及び懸垂幕を、小売市場、商店街等に横断幕を掲出した。
- (3) 交通機関を媒体とした啓発として、地下鉄へのポスター車内吊り広告を掲出したほか、地下鉄車内及び駅構内においてはスポット放送をそれぞれ実施した。
- (4) ポスター等による投票の呼びかけとして、B2判・B3判のポスターを作成し市内一円に掲示した。
- (5) 街頭啓発として、市役所庁舎、OCATポンテ広場において行われたランチタイムコンサート、映画館のチケットカウンターで啓発物品を配布したほか、各区においては、区内の主要場所で啓発物品を配布するなどした。
- (6) インターネットによる啓発として、市選挙管理委員会のホームページに統一地方選挙の特集ページを作成し、選挙期日をはじめ、投票できる方の範囲、立候補者氏名等、期日前投票・不在者投票の周知や投票所の地図データを掲載した。また、投票日当日は、投開票速報として1時間ごとの投票者数と開票結果を掲載した。
- (7) 啓発効果をより高めるため、本市、京都市、神戸市、堺市合同の選挙啓発を実施した。4都市合同で制作した30秒スポット映像素材を3月28日から4月10日までの間、4市内を運

行するJR321系・225系電車の車内映像画面（「WESTビジョン」）において放映した。

- (8) 4都市合同で制作した30秒スポット映像素材を、街頭大型ビジョンで放映するほか、映画館においてスポット放送広告を実施した。
- (9) 投票率の低い若年層への効果的な啓発に資するため、フリーペーパー「R25」に広告掲載を行った。
- (10) その他の啓発事業の主なものは次のとおりである。
- 清掃パッカー車、水道局広報車による啓発アナウンス
 - トーキングセンキョンの設置
 - 各区啓発宣伝車による巡回啓発
 - 市政だよりへの啓発記事掲載
 - 「投票案内状」の送付
 - 携帯電話用大阪市ホームページ（大阪シティナビ）への啓発記事掲載

※ 統一標語 「さあ投票 選挙の主役は あなたです」

12 その他

(1) 「投票案内状」の発行

市内の全有権者に対し、個別に投票総参加を呼びかけるため、選挙名、選挙期日及び投票所案内図等を記載した「投票案内状」を世帯ごとに封書で郵送した（発送数209万7,600枚）。また、府下へ転出した旨の表示がされている者に対しても、選挙期日及

び不在者投票宣誓書・請求書等を記載した「投票案内状（市外転出表示者）」を封書で郵送した（発送数 7,199 枚）。

（２）投票管理システム

投票管理システムは、端末同士のネットワーク接続の有無、台数により、３つのパターンでの構成で運用を行った。具体的には、１台の端末で構成するスタンドアロン版、２台以上の端末を接続して構成するアクセス版、外部ハードディスクにSQLサーバを登載し、２台以上の端末を接続して構成するSQL版である（投票管理システムとは、従来の製本された選挙人名簿抄本による手作業の受付に替えて、投票案内状に記載されたバーコードを読み取って受付を行うシステムのこと）。

（３）視覚に障がいがある選挙人の選挙権行使の支援策

視覚に障がいがある選挙人の選挙権行使を支援するため、市議会議員選挙においては、毎日新聞社発行の「点字毎日（号外）」（選挙公報の全文を点字化したもの）を市選挙管理委員会で購入し、希望者に郵送した。

また、選挙公報を音訳して録音したカセットテープを、市（区）選挙管理委員会が各区の音訳ボランティア及び早川福社会館に依頼して作成し、希望者に郵送した。

一方、府議会議員選挙においては、財団法人大阪府視覚障害者福祉協会が発行する「月刊府視協号外」（選挙公報の全文を点字化したもの）及び「選挙のお知らせ」（選挙公報の全文をカセッ

トテープに録音したもの）を府選挙管理委員会で購入し、希望者に郵送した。また、投票所においては、点字による「候補者名簿」（市・府議会議員選挙とも）を備え付けるとともに、点字投票用紙に選挙の種別を識別できるように用紙の左上に「市議」又は「府議」と識別用点字を記載（エンボス加工）する等の支援策を講じた。

（４）聴覚に障がいがある選挙人の選挙権行使の支援策

聴覚に障がいがある選挙人の選挙権行使の支援を図るため、手話通訳者を投票所または区本部に配置し、選挙人からの申出（予約）に応じて該当する投票所へ派遣する体制をとった。

また、筆談にも迅速に対応できるように、区役所等の期日前投票所及び各投票所にホワイトボードを備え付けた。

（５）投票所スロープの設置

身体に障がいがある選挙人や高齢の選挙人に投票所施設内の通行を容易にするため、投票所施設の入口から出口に至る経路上に段差がある投票所施設のうち、設置可能な投票所に仮設スロープを設置した。

（６）市議会議員選挙（西成区選挙区）にかかる選挙の効力に関する争訟

ア 市議会議員西成区選挙区一般選挙の選挙の効力に関する異議の申出が平成 23 年 4 月 22 日市選挙管理委員会にあり、市選挙管理委員会は、この異議の申出を審理した結果 5 月 17 日に

これを棄却する旨の決定を行った。

イ 平成 23 年 6 月 8 日府選挙管理委員会に対して選挙の効力に関する審査の申立てが行われ、同委員会において審理の結果、7 月 27 日にこれを棄却する旨の裁決を行った。

ウ 平成 23 年 8 月 25 日大阪高等裁判所に対して選挙の効力に関する訴訟提起が行われ、同裁判所において審理の結果、12 月 20 日にこれを棄却する旨の判決を行った。

エ 平成 24 年 1 月 5 日最高裁判所に対して選挙の効力に関する上告の提起及び上告受理の申立てが行われた。